

ヤスクニ・レポ 173  
改めて「慰霊」と「追悼」の峻別を  
代表 西川重則

1

国会で、久しぶりに靖国神社参拝問題が質疑応答された。今年(2014年)の2月12日(水)の衆院予算委員会のことである。

直接の背景・要因は、言うまでもなく、安倍首相が昨年(2013年)の12月26日(木)に、首相自身の判断で靖国神社参拝を強行し、全然問題視しないで、質問されても無責任な釈明をくり返すばかりであった。

そこで、沈黙できないと思った笠井 亮衆院議員(共産党)が担当の時間を使って、首相の参拝を重大視し、基本原則にかかわる多様な視点から有意義な質問をくり返した。最初に報告した2月12日のことであった。しかしマスコミ報道、たとえば「朝日新聞」

(2月13日(木))の朝刊の報道は、笠井議員の質問について、「首相は参拝をやめるべきだ」とだけ記し、首相の答弁として、「リーダーとして(参拝は)当然のことではないか」と記すだけだった。

私は、笠井議員の靖国神社問題についての深い認識に感動し、初めてのことであるが、当日の速記録(未定稿)を読みたいと思い、直接笠井議員の事務所に行き、質疑応答のすべてが記録されている速記録をいただき、熟読した。私にとっては初めての試みであるが、笠井議員は衆議院の憲法調査会や憲法審査会、その他重要な委員会などで、憲法にかかわる発言をされ、よく学んでおられる議員のひとりだと思っていたが、靖国神社問題について改めて認識を共有できることを痛感し、今後ますます重大な問題になる靖国神社参拝問題で質問を通して、問題の本質を訴え、主権者・有権者に正しい認識の共有のため努力して欲しいと願っている。

なお衆・参両院で722人の議員がおられるが、靖国神社参拝問題で、議員が「政教分離違反!」と明言された福島みずほ議員(社民党)がおられることも報告しておこう。昨年、安倍首相が靖国神社に参拝する前に、安倍内閣の閣僚が靖国神社参拝をくり返した時、「私人として参拝!」と釈明し、マスコミもその釈明

で一件落着で質問を続けなかったのは周知の事実となつていよう。毎年8月15日などに多くの国会議員が靖国神社に参拝しても報道はあっても、すべて私的参拝論のくり返しであり、日本国憲法に基づく政教分離にかかわる原則・解釈・適用の重要性に思いを馳せることは見られない。安倍首相はそうした事例の典型的人物と言ってよい。

有識者などが、靖国神社参拝を問題視しながら、たとえば国立の戦没者墓地での追悼を示唆しながら、日本語を正しく用いることができず、国立の戦没者の墓地での参拝を勧めることが報道されている。ここにも「慰霊」、「参拝」が宗教用語であり、「追悼」が人間の常として使用してよい言葉であることを重視し、「慰霊」と「追悼」の峻別ができない、より率直に言えば、峻別すべきことに気づかない。そのような教育がほとんどなされないのが日本であり社会である。

2

同じ国会(衆院予算委員会。2014・2・10)で、別の質問では正しい、深い認識で名の知れた長妻 昭議員(民主党)が、何度も「追悼」と言うべき時に「慰霊」をくり返したのも、先だつてのことである。私の持論であるが、言葉は歴史を創(つく)るのであり、「慰霊」と「追悼」の峻別ができない日本、社会が、靖国神社の歴史・伝統・文化を克服できない要因として、正確な言葉を使えない日本、社会であることから、敗戦(1945・8・15)後の日本国憲法のすぐれた内容であるにもかかわらず、第20条3項の「政教分離」原則についての正しい知識を体得できないまま戦後69年の今年の国会も例外なく、与・野党問わず「慰霊」と「追悼」が「峻別」できないまま質疑応答がくり返されているのである。

沖縄が天皇制・国家神道体制の下、日本本土の犠牲となり、「捨て石作戦」によって想像を絶した尊い生命を奪われ、日本本土より先に事実上敗戦となった1945年6月23日を「慰霊の日」と呼ぶ歴史の事実を私は忘れ得ない痛恨の思いで考えさせられている。なぜ「慰霊」という神社神道の宗教用語と言われている「慰霊（死者の霊を慰める）」という表現を選んだのであろうか。

一方、沖縄の「平和の礎（いしじ）」が大田県政によって1995年6月23日に除幕されたが、県外から私は飛んで行った時、その入口に当たる所に、「ここは慰霊の場所ではない」という文言が書かれていた記憶がある。「平和の礎」は「大田県政によって沖縄の『平和のこころ』を具象化した」と思っている。私にとって、沖縄のこころは平和のこころであり、その沖縄が「事実上敗戦の日」を「慰霊の日」と名づけたのだらうか。それは日本本土の天皇制・国家神道体制に影響された沖縄の歴史と不可避の関係があったと言わざるを得ない。まさに沖縄にとって痛恨の極みと言うべき戦前・戦後を貫く「政教一致」の思想・政治体制の

影響によると言うべきだろうか。

さて最後に、「慰霊」の宗教用語が先の戦争と不可分の関係がある、というより、侵略戦争の第一段階と言われる「満州事変」（1931・9・18）の戦死者に対する用語として社会通念として用いられるようになったと言われている。何度も報告しているが、「満州事変」は、旧植民地時代の朝鮮半島に多くの日本人が住んでいたこと、そして朝鮮半島と旧満州との関係から「戦死者」を「慰霊する」という言葉が日常化し、戦後の韓国の国会議員に面接・会合する機会が与えられた時、韓国の国会議員でさえ、無意識に「慰霊」という言葉をくり返し使ったことに驚き、私は正しい使い方として、「慰霊」と「追悼」の峻別の重要性を強調したことがあった。

そしてその後、韓国の方が日本の国会に来られ、「慰霊」と使ったある委員会で「追悼」と訂正した記録を私に下さった。驚いたが心から感心したものである。過ちに気づけば訂正すべきだという韓国のこころに教えられた私であった（2014・2・17）。

## 2014年1月17日例会奨励 ヨハネの黙示録13章10節

### 「聖徒の忍耐と信仰」星出 卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

10節の意味は「とりこになる者は誰でも、とりこへと進み、剣で殺される者は誰でも剣で殺される」という翻訳が自然で、主の聖徒たちが捕われて、主の聖徒たちが剣を持って殺される。それがしかるべく主の決定によって起こるのだ、ということ語っているものと思われまます。つまり13章前半の獣の支配の結論は、このような聖徒たちが殺されるのは避けられないと締めくくられていることとなります。

しかし、そのような獣の横暴な支配も、神の許容された範囲のものです。神が許された一線を獣であろうと地上の権威者であろうと、一歩もまたぐことは出来ません。地上の最高の権威者は依然としてキリストなのです。この御方の許しなしには地上の為政者であろうと何も行う事ができません。主の聖徒たちが捕らえられ、剣で殺されるのは、主の守りの御手が短くて届かなかったからでは絶対にありません。主の計り知れない御心の故に、主の聖徒たちのあるものは捕らえられ、そしてあるものは剣で殺されるのです。一切がキリストの御支配の内にある出来事であり、キリストのご支配の外にあるものは何もありません。

だからこそ10節は「ここに聖徒の忍耐と信仰があ

る。」と結んでいるのではないのでしょうか。横暴な暴力や迫害に対して、武力で抵抗しなければ、誰も自分を守ってくれないと考えてはなりません。申命記32:35に「復讐と報いとは、わたしのもの」とあるように、神の怒りの御手は、主の定められた時に主の手によって実行されるのです。

それゆえ私達はどのような困難と苦しみと痛みと地上のいのちまでをも失う悲惨な現場の只中で、神を信じ、主に信頼し、忍耐し続ける事ができるのではないのでしょうか。本日の10節が聖徒たちに伝えようとしているのは、この信仰というものに裏打ちされた忍耐です。この神への信頼がない限り、悲惨な現場の只中で忍耐する事などできません。しかし私達は神の絶対的な見えない手を、信仰によって見るものとされたのです。

この一節は主を信じる主の聖徒たちに、さらなる信仰を呼びかけている言葉です。絶対的な救いを与えられ、永遠のいのちを賜った主の聖徒たちでなければ、絶対に持ちえない忍耐と信仰というものがここにあるのです。だからこそ「ここに聖徒の忍耐と信仰がある。」とイエス様は語っているのです。